

Enterprise RA 利用約款

Enterprise RA 利用約款(以下「本約款」という。)は、サイバートラスト株式会社(以下「当社」という。)が提供する Enterprise RA サービス(以下「本サービス」という。)をご利用になる加入者のための、本サービスの利用条件を定めたものです。本サービスの利用をご希望の加入者は、本サービスの利用に先立ち、本約款をお読みください。

加入者は、本約款をお読みの上、DigiCert SSL/TLS 証明書を申請して利用される場合には、DigiCert SSL/TLS 証明書(暗号方式、署名方式および鍵長の別を問わず、サイバートラストが提供する DigiCert の ITU X.509 v.3 の SSL/TLS 証明書の全商品をいう。以下同じ。)の利用について適用される「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」および「Registration Practices Statement(登録局運用規程)(以下、「RPS」という。)」をお読みください。

DigiCert SSL/TLS 証明書を申請して利用される場合には、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」が本約款の一部をなし、以下「本約款」という場合には、特段の規定のない限り、この区分に従い、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」の内容も含まれるものとします。

第1条(定義)

1. 本約款にて別段の定義がなされていない限り、本約款においては、以下の用語は以下の意味で用いられるものとする。
 - (1)「証明書」とは、当社が提供する電子証明書である DigiCert SSL/TLS 証明書を意味する。
 - (2)「本サービス」とは、加入者の申込により、加入者が当社による加入者の実在性、ドメイン名を使用する権利および加入者の証明書の申請意思の確認に関する審査を1年間に1度経ることにより、本来加入者が当社に対して証明書の発行の申請をする都度必要となる当該審査および確認手続を経ることなく、当社に対して証明書の発行申請をすることができるサービスであって、当社が証明書の発行申請をする加入者自身に当該証明書の発行または失効の可否の判断をすることを許諾し、かかる判断および加入者作成の発行・失効依頼者の記載に依拠して、当社が証明書の発行または失効をすることができる Enterprise RA サービスを意味する。
 - (3)「加入者」とは、証明書の発行を希望し、本約款、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」の一部を構成する「RPS」に同意した上で証明書の申請を行い、証明書を利用する法人または個人事業主を意味する。
 - (4)「申請責任者」とは、加入者が選任した加入者の役員、または従業員であって、本サービスの利用を当社に対して申込み、かつその利用に必要な当社による審査および情報の提供に責任を有する者を意味する。なお、お客様が個人事業主である場合は、原則としてお客様自らが申請責任者になることとする。
 - (5)「オペレーター」とは、申請責任者から証明書の発行、失効を依頼する権限の委譲を受けた加入者の役員、または従業員であって、オペレーター用ウェブサイトにて手続き担当者による申請情報を確認の上、申請された証明書の発行、失効の登録を依頼する者を意味する。なお、お客様が個人事業主である場合は、原則としてお客様自らがオペレーターとなることとする。
 - (6)「手続き担当者」とは、本サービスを利用して、オペレーターに対して証明書の発行申請(この中には失効申請を含む。以下同じ。)の手続をする加入者の役員、もしくは従業員または第7条第3項に定める加入者委託先を意味する。なお、お客様が個人事業主である場合は、原則としてお客様自らが手続き担当者となることとする。
 - (7)「申請用ウェブサイト」とは、当社が加入者に提供するウェブサイトの一つであって、手続き担当者が本サービスを利用して証明書の発行申請を行うためのウェブサイトの意味する。なお、加入者は加入者の役員または従業員から選任された手続き担当者に限り申請用ウェブサイトの管理権限を付与することができる。

- (8)「オペレーター用ウェブサイト」とは、当社が加入者に提供するウェブサイトの一つであって、加入者の申請責任者から選任されたオペレーターが、申請用ウェブサイトからの情報を確認し、当社に対して証明書の発行または失効を依頼するウェブサイトを意味する。
 - (9)「本ウェブサイト」とは、当社のウェブサイトであって、本約款および本サービスに関する情報が掲載されているウェブサイトを意味する。
 - (10)「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権およびこれらまたはこれらの登録を受ける権利、ならびに商標権および商標登録出願により生じた権利、著作権法に基づき保護される権利、および不正競争法に基づき保護される権利のいずれかまたはこれらを総称した権利を意味する。
2. 本約款にて定義されていない用語であって、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」において定義されている用語については、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」において定義されているものと同じ意味で用いられるものとする。

第2条(本約款の適用範囲)

1. 本約款(本項および次項については Enterprise RA 利用約款のみをいう。)は、次条に定める本サービスの利用申込フォームにおいて、本サービスの利用を意図して本約款の記載内容に同意する意思表示を示した加入者に適用される。当社は、本約款の有効期間中、本条の規定に基づき本約款の内容に同意し、かつ本約款に基づく審査を経て当社が適切と判断した加入者だけに本サービスを提供するものとする。
2. 加入者は、当社が、事前に加入者に対して通知することなく、本約款を改訂することがあることを予め了承するものとする。その場合、改訂後の本約款は、当該約款が本ウェブサイトに掲載されたときまたは当社が本ウェブサイトにて改訂後の本約款の効力発生日を指定したときの当該指定日の、いずれか遅い時期の到来をもって効力を生ずるものとする。ただし、本約款を改訂した場合には、その都度本ウェブサイトでの旨および改訂内容を告知するものとする。
3. 当社、加入者、申請責任者、手続き担当者その他すべての関係当事者は、本約款に従い、これに従ってのみ本サービスを利用することができるものとする。
4. 本サービスの内容ならびに本サービスを利用した証明書の発行または失効の申請手続の詳細は、別途当社から加入者に対して提供されるマニュアル(以下「マニュアル」という。)に記載のとおりとする。なお、本条の規定に基づき当社が提供するマニュアルの内容についても、本約款の一部を構成するものとし、加入者による当該マニュアル記載内容への同意は、加入者に対する本サービス提供の前提条件の1つとなるものとする。

第3条(利用申込)

1. 加入者は、本サービスの利用申込フォームに必要事項をすべて入力して、本サービスの利用申込を行うものとする。
2. 当社は、加入者から前項の利用申込を受け付けた後、「RPS」3.2に規定した手続に準拠した審査を実施し、加入者の本サービス利用の許諾の可否を決定する。なお、当社は、かかる可否の決定にあたり必要と判断した場合には、本サービスの申込をした加入者に対して追加資料および／または情報の提供を依頼することができる。この場合、加入者は、当社に対して当該追加資料および／または情報を速やかに提供するものとする。
3. 当社が、前項に記載の審査を実施した結果、加入者に対する本サービスの提供を否決した場合には、加入者に対してその旨電子メールその他の方法で通知するものとする。なお、当社による決定および判断はすべて当社の裁量に委ねられるものとし、加入者は、当社がいかなる理由により当該加入者に対して本サービスの提供を拒否した場合であっても、当社に対して、当該拒否に基づく損害賠償その他一切の請求をすることはできないものとする。
4. 加入者は、加入者が本サービス申込時に提供した情報に変更が発生する場合には、遅滞なくその旨および変更後の情報を当社に対して通知するものとする。
5. 加入者は当社に対して、本サービス利用期間(第14条第1項に定義されている。)ごとに、当社と加入者との間で別途合意する枚数(以下「年間最低発行枚数」という。)の証明書の発行の申請を行うことを保証する。この年間最低発行枚数の証明書の発行の申請は、加入者による本サービスの利用の対価であることを加入者は認識し、承諾するものとする。したがって、年間最低発行枚数の発行の申請をしなかった加入者は、年間最低発行枚数から当該加入者が1年間のうち現実に証明書の発行の申請を行い当社から発行を受けた発行枚数を差し引いた枚数に、当該加入者が当社に対して支払う1枚あたりの利用料金相当額を乗じた金額を、発行の申請の有無に関わらず、当社に対して支払うものとする。支払期限は、年間最低発行枚数の証明書発行の申請ができなかった本サービス利用期間が満了した翌日から起算して30日とする。なお、加入者と当社との間で別段の合意をした場合を除き、特定の年に年間最低発行枚数を超える枚数の証明書発行の申請をした場合であっても、その超過分を翌年の本サービス利用期間以降に繰り越すことはできないものとする。
6. 加入者は、本ウェブサイトに掲載する証明書の必要ライセンス数に関する事項に従う限りにおいて、1枚の証明書を複製して使用することができるものとする。この場合、当社は申請された複製使用の数に応じて複製のためのライセンスを付与することができるものとし、1ライセンスを証明書1枚とみなして本約款上取り扱うものとする。

第4条(申請用ウェブサイトおよびオペレーター用ウェブサイトの構築)

1. 当社は、審査の結果加入者に対する本サービスの提供を決定した場合には、当該加入者のために申請用ウェブサイトおよびオペレーター用ウェブサイトを構築し、当該加入者の利用に供するものとする。
2. 前項の場合、当社は、オペレーター証明書を発行し、この旨申請責任者へ連絡のうえ、オペレーターに対して配布する。オペレーターは、かかる証明書を、オペレーター用ウェブサイトを利用するための端末にインストールするものとする。
3. オペレーター証明書の発行、配布および失効手続の履行は、本約款の規定に基づき、当社が行うものとする。
4. 本サービスの利用申込時または更新時に発行されるオペレーター証明書の有効期間は、その発行から1年間とする。ただし、本サービス利用期間(更新された場合には、更新されたものも含む)の途中で、追加で発行されるオペレーター証明書の有効期間は、当該本サービス利用期間開始時に発行されたオペレーター証明書の有効期間と同一とする。

第5条(申請責任者の役割および義務)

1. 申請責任者は、本約款に別段定められている役割および義務の他、次の役割および義務を負担するものとする。
 - (1) 本サービスの利用申込が適正に行われていることの確認を行うこと
 - (2) オペレーター証明書やドメイン名の追加がある場合の当社に対する申込が適正に行われていることの確認を行うこと
 - (3) オペレーターがオペレーター職を外れる場合の、当社に対するオペレーター証明書失効の依頼を行うこと
 - (4) 当社に提供した申請情報(会社名やドメイン名などを含むがこの限りではない。)に変更が生じる場合、当該変更を当社へ届け出ること
 - (5) 当社に対する証明書の利用料その他加入者が有償サービスを利用する場合の利用料を支払うこと
 - (6) 当社から連絡されたオペレーター証明書のダウンロードに必要な情報をオペレーターに安全に通知すること
2. 申請責任者は、本サービスの利用に伴い、当社に証明書の発行、失効を依頼する権限を、オペレーターに委譲するものとする。
3. 加入者は、申請責任者に本約款の内容を周知・徹底し、申請責任者をして本約款の内容を遵守させなければならない。

第6条(オペレーターの役割および義務)

1. オペレーターは、本約款に別段定められている役割および義務の他、次の役割および義務を負担するものとする。
 - (1) オペレーター証明書を他人に使用されないよう安全に管理すること
 - (2) 手続き担当者からの申請情報が正しいものであることを善良なる管理者の注意義務に基づき確認すること
 - (3) 手続き担当者からの申請情報が正しいと判断した場合には、当社に証明書の発行または失効を依頼すること
 - (4) 証明書情報の OU に、以下の値が含まれていないことを確認し、含まれている場合には、当社に証明書の発行を依頼しないこと
 - ・ FQDN、URL および IP アドレス
 - ・ "株式会社"、"Co. Ltd."等の法人格を示す文字列を含む値
 - ・ 住所(場所を示す値)
 - ・ 申請組織以外の名称、屋号、商標、その他特定の自然人や法人を参照させる値
 - ・ 半角英数字、記号類およびスペースの単体
 - ・ 半角英数字、記号類の単体とスペースで組み合わせられる文字列
 - ・ "NULL"、"unknown"、"N/A"、または「該当なし」、「不明」、「不完全」、「空欄」などを示す文字列
 - (5) 当社のマニュアルに準拠してオペレーター用ウェブサイトを利用すること
 - (6) 当社が別途定める期間の範囲内で任意に有効期間を設定すること
2. 加入者は、オペレーターに本約款の内容を周知・徹底し、オペレーターをして本約款の内容を遵守させなければならない。

第7条(手続き担当者の役割および義務)

1. 手続き担当者は、本約款に別段定められている役割および義務の他、次の役割および義務を負担するものとする。
 - (1) 申請用ウェブサイトにおいて手続き担当者のIDおよびパスワードを設定して、アカウントを作成すること

- (2) 申請用ウェブサイトアクセスのためのIDおよびパスワードを善良なる管理者の注意義務をもって管理・利用すること
 - (3) 当社のマニュアルに準拠して申請用ウェブサイトを利用すること
 - (4) 当社が審査で許諾したドメイン名以外で証明書の発行の申請を行わないこと
 - (5) 証明書情報のOUに第6条1項(4)に記載の値が含まれた証明書の発行の申請を行わないこと
2. 加入者は、手続き担当者に本約款の内容を周知・徹底し、手続き担当者をして本約款の内容を遵守させなければならない。
 3. 加入者は、自らの一切の責任において、当社所定の書面による申請手続きを行うことにより、加入者と業務委託等の契約を締結しつかかかかる契約が有効に存続している第三者(以下「加入者委託先」という。)を手続き担当者に選定することができる。この場合、当社は本約款において加入者委託先を加入者の役員または従業員とみなすものとする。ただし、加入者委託先の手続き担当者には、第1条第1項第7号に基づく申請用ウェブサイトの管理権限を付与することはできないものとする。なお、加入者委託先は、手続き担当者として証明書の発行申請業務(加入者委託先に付与されたアカウント情報の登録・編集を含むがその削除業務は除く。)のみを行うことができ、当社が当該申請に基づき発行した証明書は加入者委託先ではなく加入者に宛てて発行されるものとする。

第8条(加入者側からの問い合わせ対応)

当社は、オペレーター用ウェブサイトや申請用ウェブサイトの利用方法に関する問い合わせなど、本サービスに関する加入者側からの問い合わせがあった場合には、その営業時間内において、速やかに対処するものとする。

第9条(当社の再審査義務の不存在)

当社は、手続き担当者からの申請情報の真正および正確性については、これに対するオペレーターの判断に依拠することができ、つかかかかる判断に基づき証明書の発行、失効をすることができる。オペレーターの判断に基づき証明書の発行、失効をしたことによって、加入者、手続き担当者、オペレーター、信託当事者その他の関係当事者に何らかの損害が発生したとしても、当社はその損害を賠償する義務がないものとし、これは、当社が手続き担当者からの申請情報の真正および正確性について、真実を知りまたはこれを知り得べき場合であったとしても何ら変わりがないものとする。

第10条(料金の支払)

1. 当社は、加入者との間で別途協議の上合意した証明書の利用料金、その他有償サービスの利用料金(消費税込)(以下これらを総称して「証明書の利用料金等」という。)の請求を、同じく別途協議の上合意した請求日までに請求するものとする。
2. 加入者は、前項の請求に基づき、請求内容を確認の上、本ウェブサイト(ただし当社が特に見積書その他支払条件に関する書面を交付した場合にあっては、その書面)に記載の支払条件に従って、証明書の利用料金等(消費税込)を支払うものとする。なお、かかる支払に手数料が発生する場合には、当該手数料は加入者の負担とする。
3. 発行後30日以内に失効された証明書については課金対象外とし、その発行に関して本来請求されるべき料金については、当社は加入者に請求しないものとする。
4. 加入者は、本約款の更新時に証明書の利用料金等および年間最低発行枚数の変更を希望する場合、当社との間で別途協議の上、変更することができるものとする。
5. 加入者のインターネット接続にかかる機器類の調達・設定および通信にかかる費用については加入者の負担とする。

第11条(秘密情報の管理)

1. 加入者が当社に対して証明書の発行、失効申請のために提供した情報または本約款の一方当事者(以下「開示当事者」といい、前述の情報を開示した「加入者」も含むものとする。以下同じ。)が他方当事者(以下「受領当事者」といい、前述の情報を受領した「当社」も含むものとする。以下同じ。)に対して秘密

であることを明示して開示した情報については、受領当事者はこれらを「秘密情報」として、秘密として管理し、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、(a)開示当事者が受領当事者に対して開示した時点で公知である情報、(b)開示当事者の開示前に受領当事者が既に知っていた情報、(c)受領当事者が独自に開発した情報、(d)開示当事者以外の第三者から、開示当事者との間の守秘義務に違反することなく入手した情報については、「秘密情報」に含まれないものとする。

2. 受領当事者は、秘密情報を本約款の目的以外の目的で使用してはならない。
3. 受領当事者は、秘密情報が開示当事者の許諾なく第三者に対して開示または漏洩されたことを知った場合には、直ちに開示当事者にこの旨通知して、その対策および原因究明を協議しなければならない。
4. 本約款が期間の満了により終了し、または本約款が解除された場合、受領当事者は、本約款の終了または解除の日の翌日から起算して1週間以内に開示当事者から返却の要請がない限り、開示当事者から受領した秘密情報を廃棄するものとする。また、本約款の終了または解除後は、受領当事者は開示当事者の承諾がない限り、いかなる目的であっても、秘密情報を利用してはならないものとする。ただし、第18条第6項に基づき本約款の期間満了後または解除後に証明書の発行作業が発生する場合には、当該発行作業に関する限りで、加入者も当社もかかる秘密情報を利用することができる。
5. 前項本文の規定にもかかわらず、当社が本サービス提供の過程でまたはこれに関して加入者から入手した情報(かかる情報に加えて、オペレーター用ウェブサイトを通じてオペレーターから入手した証明書の発行または失効依頼それ自体も含まれる。)及び当該加入者に対して発行された証明書自体については、当社は、当社の監査証跡を保管する目的で、本約款が期間の満了により終了し、または本約款が解除された後もこれを利用、保管することができるものとする。

第12条(加入者による表明保証)

1. 本サービスの利用に際して、加入者は当社に対して以下の各事項を表明し、かつ保証するものとする。
 - (1) 加入者は、日本国の法律に基づき登記をされた法人格を有する法人または個人事業主であり、自らの商業登記簿謄本に記載された事実はいずれも、本約款の有効期間中、真実かつ正確であること
 - (2) 申請責任者が、本サービスの利用申込時に当社に対して提出した情報および資料はいずれも真正かつ正確であること
 - (3) 手続き担当者がオペレーターに対して証明書の発行、失効申請のために提供した情報はいずれも真正かつ正確な情報であること
 - (4) オペレーターが当社に対して証明書の発行、失効を依頼した際に提供した情報はいずれも真正かつ正確な情報であること
 - (5) 申請責任者、手続き担当者およびオペレーターに関して、加入者が当社に対して提供した情報は、いずれも本約款の有効期間中、真正かつ正確であること
 - (6) 手続き担当者およびオペレーターによる証明書の発行、失効の申請または依頼は、いずれも当社が提供したマニュアルに準拠して行われたものであり、証明書の対象者として名前を記載された法人、組織、または個人事業主の承認のない証明書の発行ではなく、かつ名前または同一性に関して誤ったまたは偽造された情報に基づく証明書の発行申請または依頼ではないこと
 - (7) 当社から真正に発行された証明書の内容を改ざんしていないこと
2. 前項の表明保証違反があった場合には、当社は直ちに本約款を解除して、加入者に対する本サービスの提供を直ちに停止することができる。

第13条(免責)

1. 加入者は以下のいずれかの事象に基づき、当社、信頼当事者またはその他の第三者に損害が発生した場合には、加入者は、かかる損害を被った当社、信頼当事者またはその他の第三者を免責するとともに、これらの者が被った損害のすべてを賠償するものとする。
 - (1) 第12条第1項各号の表明保証の違反またはその違反に基づく証明書の発行または失効の申請、依頼あるいは利用

- (2) 本約款、「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」、またはマニュアルの違反またはその違反に基づく証明書の利用
- (3) 「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」に基づき、直ちに当社に連絡して証明書の失効を請求しなければならない場合であったにもかかわらず、それを怠ったこと
- (4) 手続き担当者のIDまたはパスワードが漏洩した結果、なりすましによる証明書の発行または失効の申請、依頼あるいは利用
- (5) 正規のオペレーター以外の者によるオペレーター証明書の不正使用

第 14 条 (契約期間)

1. 本約款の有効期限は、本約款第 2 条第 1 項に基づき加入者が本約款に同意したときから効力を有するものとし、当社が加入者に対してオペレーター証明書を発行した日から起算して 1 年間とする。なお、本約款においては、当社が加入者に対してオペレーター証明書を発行した日から起算して 1 年間の期間を特に「本サービス利用期間」といい、加入者による本サービスを利用した証明書の発行または失効の申請は、本サービス利用期間に限り許諾されるものとする。なお、次項に基づき本約款が更新された場合の本サービス利用期間は、当該更新期間中に実施された審査に基づきオペレーター証明書が発行された日から起算して 1 年間とし、その後も同様とする。
2. 本約款は、本約款の有効期限満了の 30 日前までに、当社または加入者のいずれからも相手方に対して本約款の終了の意思表示を書面により行わない限り、1 年間自動更新するものとし、その後も同様とする。ただし、本約款を更新する場合であっても手続的には、申請用ウェブサイトおよびオペレーター用ウェブサイトの構築および本約款への同意を除いて、新規申込受付と同様とし、本約款に基づき、再度加入者による本サービスの利用申込、当社による審査、オペレーター証明書の配布を必要とする。
3. 前二項の規定にもかかわらず、審査の結果、当社が加入者に対する本サービスの提供を不適切と判断し、その旨を加入者に通知したときには、当該通知を発行した時点で本約款の有効期間または更新期間は終了するものとする。

第 15 条 (利用停止)

1. 当社は、以下のいずれかの事由の一に該当する場合には、その選択により、本サービスの全部または一部の提供を一定期間停止することができる。
 - (1) サーバーメンテナンスなどの実施をする目的で、本ウェブサイト上においてまたは加入者が登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによって、事前に停止期間を通知した場合
 - (2) 本サービスの機能に障害が発生するまたは発生した可能性があり、直ちに原因究明および修復を行う必要があると当社が判断した場合
 - (3) 本サービスに第三者が不正アクセスをするまたは不正アクセスをした可能性があり、直ちにその対処を行う必要があると当社が判断した場合
 - (4) その他、当社が加入者または当社の権利を保護するために合理的に本サービスの停止が必要であると判断し、その旨事前に加入者に本ウェブサイト上においてまたは加入者が登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによってその旨の通知をした場合
2. 当社が本約款に基づき本サービスを一定期間利用停止にすることによって、加入者に何らかの損害が発生した場合といえども、当社は、その損害に対して一切の賠償をする責任がないものとする。

第 16 条 (所有権および著作権)

1. 本ウェブサイト、申請用ウェブサイトおよびオペレーター用ウェブサイト、これらのウェブサイト上のあらゆるコンテンツ、情報および本サービスに関する一切の知的財産権(商標登録の有無にかかわらず、Enterprise RA という名称の利用権を含む。)および所有権は、すべて当社に帰属するものとする。
2. 加入者、申請責任者、手続き担当者およびオペレーターは、本サービスの利用に必要な限度内で、本約款に基づき申請用ウェブサイトおよびオペレーター用ウェブサイトへのアクセスおよび本サービスの利用が許諾されているものであり、本サービスの利用以外の目的で申請用ウェブサイトまたはオペレーター用

ウェブサイトへのアクセスをすることは許されず、かついかなる目的であっても申請用ウェブサイトまたはオペレーター用ウェブサイトまたは本サービスの複製または改変を行うことはできないものとする。

第 17 条 (責任の制限)

1. 当社は、いかなる意味でも、および明示または黙示の有無を問わず、以下のいずれをも加入者に対して保証しない。
 - (1) 本サービスが本約款の有効期間中、常に正常に機能、作動すること
 - (2) 本サービスが本約款の有効期間中、停止しないこと
 - (3) 本サービスに何ら欠陥がないこと
 - (4) 本サービスが、加入者または手続き担当者の意図される利用目的に合致すること
 - (5) 本サービスに関する利用のアドバイス、マニュアル等のいずれにも誤りがないこと
 - (6) 本サービスの提供がいかなる第三者の権利をも侵害しないこと
2. 自然災害、火災、戦争、内乱、疾病の蔓延、法令の改廃、裁判所の命令、労働争議、倉庫業者の保管中もしくは輸送機関の事故、機器・回線等の故障もしくは停止、停電、または電力供給の逼迫等の社会的変動その他のこれらに類似する事態であって当社の合理的な支配を超えた事由により生じた損害について当社は責任を負いません。
3. 前二項で明示した不保証事項以外であっても、本約款において明示的に保証されたものではない限り、いずれの事項であっても本約款上、保証されたものと理解または解釈されてはならないものとする。

第 18 条 (解除)

1. 第 14 条の規定にもかかわらず、当社も加入者のいずれも、相手方に対して 60 日前までに書面または当社が別途指示した方法により通知することにより、本約款を解除することができる。
2. 当社は、以下のいずれかの事情が発生した場合には、何らの通知を要せずして本約款を解除して、直ちに加入者による本サービスの利用を中止することができるものとします。
 - (1) 加入者が本約款、本約款の一部をなす「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」、「RPS」のいずれかに違反し、その違反の是正を求めた通知を送付した後、7 日間を経過した後も、違反が是正されなかった場合
 - (2) 加入者または手続き担当者のいずれかが、故意に ID またはパスワードを第三者に漏洩し、これら为本約款の利用目的以外の方法で利用し、または第三者(加入者の社内の者であっても当該 ID またはパスワードの利用権限のない者は第三者に該当することとする)に対してその利用を許諾した場合
 - (3) 本サービスあるいは申請用ウェブサイトまたはオペレーター用ウェブサイトに重大な欠陥が発生し、当社が本サービスの継続的な提供を困難と判断したとき
 - (4) 当社または加入者に対して破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続の開始決定がなされ、あるいは当社または加入者に対する任意整理手続が着手されたとき
 - (5) 加入者がその法人名または個人事業主の氏名、およびドメイン名のいずれか、またはその両方を変更したとき
 - (6) 加入者に「DigiCert SSL/TLS 証明書加入契約書」に規定される契約解除事由のいずれかが発生したとき
3. 加入者は、本条の規定に基づき当社が本約款を解除した場合であっても、当社に対して、この解除に基づく損害賠償を請求する権利を、予め一切放棄するものとする。ただし、当社が「RPS」に準拠した証明書の発行を行わなかったことに基づき発生した損害がある場合については、適用ある「RPS」に記載の限度で責任が制限されるものとする。
4. 本約款が期間満了により終了または解除された場合であっても、「RPS」の各規定は依然として有効に存続することを加入者、申請責任者、手続き担当者、オペレーターおよび当社は認識し、かつ承認するものとする。
5. 本約款が期間満了により終了または解除された場合には、加入者の申請に基づき、当社は既に発行した証明書を失効させることができる。この場合であっても、当社は加入者、申請責任者、オペレーターお

よび手続き担当者のいずれに対しても、既に発生した料金の支払を免除せず、かつ支払を受けた料金の返還をしないものとする。

6. 本約款が期間満了により終了または解除された場合、既に手続き担当者から発行の申請がなされていた証明書については、当該証明書に関する料金未払いのときには、かかる申請は自動的に失効し、料金既払いのときには、かかる申請は依然として有効なものとして、発行手続が行われるものとする。
7. 本約款が期間満了により終了または解除された場合、当社は加入者に対して発行したオペレーター証明書を、加入者に対して何らの通知なくして失効させることができる。
8. 本約款が期間満了により終了または解除された場合であっても、第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 3 項ないし第 8 項、第 20 条ないし第 22 条はいずれも効力を有するものとする。

第 19 条(加入者情報の取り扱い)

当社は、加入者の情報を本サービスの提供に必要な範囲内に限り、第三者に取り扱わせることができるものとする。また、当社は、法令、裁判手続、行政官庁からの正当かつ合理的な要求に基づき加入者の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとする。ただし、この場合当社は、かかる要求に従った場合には、その旨、提供先および提供した情報の内容を遅滞なく加入者に通知するものとする。

第 20 条(独立当事者としての関係)

加入者またはオペレーターはいずれも当社の代理人、依頼人、従業員または雇用主の関係にあるものではなく、一方当事者の行動の法的効果が他方当事者に帰属し、一方当事者の行動によって他方当事者が自動的に拘束される関係にはないものとする。

第 21 条(準拠法および裁判管轄)

1. 本約款は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈適用されるものとする。
2. 本約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、同裁判所により解決されるものとする。

第 22 条(協議)

本約款に規定のない事項については、加入者と当社との間で、信義に基づき誠実に協議の上決するものとする。

2018年8月1日発効

[以下余白]